

独立行政法人水資源機構法施行令案要綱

第一 事業実施計画

1 事業実施計画には、事業の名称、事業の目的、施設の位置及び概要、貯水、放流、取水又は導水に関する計画、費用及びその負担方法を記載しなければならないものとする。 (第二条関係)

2 事業実施計画に関する意見の聴取及び同意の方式、認可に関する公示の方法等について定めること。

(第三条から第六条まで関係)

3 事業の廃止時の協議等の内容、事業の廃止に関する意見の聴取及び同意の方式について定めること。

(第七条及び第八条関係)

第二 施設管理規程

1 操作特定施設の定義及び操作特定施設に係る施設管理規程に関する協議について定めること。

(第十一条及び第十二条関係)

2 施設管理規程に定めるべき事項は、施設の名称、貯水、放流、取水又は導水の計画、費用及びその負

担方法等（操作を伴う施設に係るものにあつては、施設の操作の方法に関する事項等を含む。）とする
こと。
（第十三条関係）

第三 河川法の特例等

機構が行う河川管理者の権限、特定施設の工事に関する公示の方法、指揮に関する国土交通大臣の権限の委任、危害防止のための通知等について定めること。
（第十四条から第十七条まで関係）

第四 業務の実施に要する費用

1 特定施設の新築又は改築等に要する費用

(1) 特定施設の新築又は改築に要する費用の範囲、特定施設の新築又は改築に係る交付金及び都道府県の負担金の額の算出方法等について定めること。
（第二十条から第二十二条まで関係）

(2) 特定施設の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲、特定施設の管理及び災害復旧工事に係る交付金並びに都道府県の負担金の額の算出方法等について定めること。

（第二十三条から第二十六条まで関係）

(3) 特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の負担金の額の算出方法等について定めること。

(第二十七条及び第二十八条関係)

2 水資源開発施設の新築又は改築等に要する費用

(1) 水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の範囲、水道等負担金及び水道等撤退負担金の額の算出方法等について定めること。
(第二十九条から第三十一条まで関係)

(2) 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金の算出方法等について定めること。
(第三十二条関係)

(3) 土地改良区負担金の算出方法等について定めること。
(第三十三条及び第三十四条まで関係)

(4) 水資源開発施設の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲、水資源開発施設の管理及び災害復旧工事に係る負担金の算出方法等について定めること。
(第三十五条から第四十一条まで関係)

第五 水資源債券

水資源債券について、その形式は無記名利札付きとすること、発行は募集の方法によること、水資源債券申込証には水資源債券の名称、総額、利率等を記載しなければならないこと等を定めること。

(第四十三条から第五十二条まで関係)

第六 補助金

補助金の算定方法等を定めること。

(第五十三条及び第五十四条関係)

第七 附則

1 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

2 機構が承継する資産の価額の評価に関し必要な事項を定めること。

(附則第二条関係)

3 国の無利子貸付けについて、その償還期間、償還方法、償還期限の繰上げ等について定めること。

(附則第七条関係)

4 その他所要の経過措置について定めること。

(附則第九条から第十七条まで関係)

5 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)その他の関係政令の規定の整備を行うこと。

(附則第十八条から第四十五条まで関係)